

社会福祉法人鎮守の森福祉会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人鎮守の森福祉会の役員及び評議員の費用弁償についてはこの規定に定めるところによる。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬等は、社会福祉法人鎮守の森福祉会定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 役員の職務遂行に伴い発生した旅費及び手数料等の費用を弁償する。

(公表)

第5条 社会福祉法人鎮守の森福祉会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年6月23日（評議員会の議決日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。

旅費支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鎮守の森福祉会志岐保育園就業規則第25条第4項の規定により、出張する職員に支給する旅費に関し、必要な事項を定める。

(旅費の支給)

第2条 職員が出張した場合には当該職員に対し、旅費を支給する。

(出張命令)

第3条 業務による出張は、園長の出張命令によって行わなければならない。(第14号様式)

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、交通費、日当、および宿泊料とする。

- (1) 交通費は、最も経済的な通常経路および方法により旅行した場合の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃とする。
- (2) 日当は、出張に要する日数1日につき別表1のとおり支給する。ただし、午後に出張し、または午前に帰任した場合の日当は半日日当を適用する。
- (3) 宿泊料は、1泊につき別表1の額を超えないものとし、旅行のために現に要した宿泊日数によって計算する。
- (4) 近距離日帰り出張については、交通費および昼食料のみ支給する。ただし、近距離日帰り出張であって午後に出張し、または午前に帰任した場合は、交通費のみ支給する。
- (5) 長距離日帰り出張の日当については、別表1の長距離日当を支給する。
- (6) この規程にいう近距離とは、天草島内(天草郡、天草市及び上天草市)を、長距離とは天草島外(三角町以遠)をいうものとする。
- (7) タクシ一代については、やむを得ない場合のほか交通費として認めない。
- (8) 自家用車(園長が認める様式に従い登録されたものに限る。)による出張の場合、1kmにつき37円を支給する。(第16号様式)
- (9) パック利用の場合は、全額実費支給し、往復割引等を利用した場合は運賃のみ実費で、宿泊料については第3号に規定する金額を支給する。

別表1

	宿泊費		日当	昼食料	半日日当	長距離日当
	県外	県内				
園長	13,000	11,000	2,000	500	1,000	4,500
その他の職員	11,000	9,000	1,500	500	800	4,500